

NPO法人

非正規労働相談センターひろしま 通信

第 3 号 2017年 12月 1日

〒732-0057 広島市東区二葉の里1-3-16 吉村ビル2階

フリーダイヤル 0120-501-581

☎ 082-262-3751 FAX 082-264-2310
Eメール roso34@ybb.ne.jp

暴走するアベ壊憲政治 牙をむく労働法制改悪を 葬り去ろう！！

衆議院選挙の結果が明らかとなり、多くの心ある人は歯がみしています。自民党・公明党の与党で改憲発議ができる3分の2の議席が確保されてしまいました。さらに、希望の党や日本維新などを含めれば、国会の大多数が改憲政党によって占められたこととなります。このことは日本の政治状況が、新しい段階に突入したこと、すなわち、憲法をめぐる国民投票の現実性が生み出されたということの意味します。

しかし、このことは決して悪いことではありません。一人一人の国民が政治のつばに引き込まれ、否応なしに政治選択を迫られることとなります。立憲主義か国家主義か、平和憲法を守るのか、改憲か、民主主義かファシズムか、さまざまな命題が選択を迫られることとなります。それは、必然的に労働者・市民を歴史の舞台に登場させることとなるでしょう。

安倍が選挙結果の余勢を駆って、さらに暴走する可能性は大きく、本丸は憲法9条を中心とした平和憲法を変えるところにあるでしょうが、労働法制の全面的改悪、とりわけ、「残業代ゼロ法」「働き方改革」と称する定額働かせ放題、解雇の金銭解決法など、労働者の権利を根底から覆す法案成立に向かっていくことが予測されます。だからこそ、私たちは多くの労働者の中に入り、平和憲法を擁護し、立憲主義・民主主義を守る闘いを構築し、同時に、安倍のもくろむ労働法制の全面的改悪を葬り去る闘いに勝利しなければなりません。

ホームページは
「NPO 非正規 ひろしま」
で検索！

最近の相談事例から ('17年7月～11月)

区分	相談内容	対応と結果
解雇	寮の3階から転落しけがをした。帰国するように会社から申し渡され、教会を通じてSOSを発した。 ＜20代男性、フィリピン人実習生 7月＞	教会から連絡があり、すぐさまスクラムユニオンに加入してもらい、入管対応、団交申し入れ、病院への同行を行なった。団交で、継続雇用が確認され、現在無事働いている。
	造船業で働いていて、胸を患った。病院の診断では労災にならず、病休で入院療養した。療養中に、就業規則が変更され、病休開けに解雇になった。 ＜60代男性、派遣社員ペルー人 8月＞	スクラムユニオンに加入してもらい、団交を申し入れた。
パワハラ	勤続5か月。入社当初より、上司の高圧的態度に悩んでいた。「お前とは考え方が違う。他の仕事を探せ」と言われた。意見が合わないと「俺にはやくざに知り合いがいるんだ」と言って脅した。体調を崩した。 ＜30代女性、正社員 10月＞	スクラムユニオンに加入してもらい、団交を申し入れた。
	福祉関係の仕事をしてきた。今の会社は、勤続9か月だが、社長の嫌がらせがあり、給料も最初聞いていた話と違い、退職を決意した。新しい仕事が見つかったが、前職の退職証明書と実務経験証明書が必要となり、要求したが拒否された。この証明がないと就職できない。福祉の資格のステップアップにも必要な証明書である。 ＜20代女性、正社員 10月＞	スクラムユニオンに加入してもらい、団交を申し入れ、交渉中。
	1年契約で、JR●●駅に配置された。研修1か月の後、現場に配置された。教育係と称される先輩からパワハラを受けた。現場に出た初日から、一度に多くの仕事を言いつけられたり、終業時間が来ても帰れなかった。残業代は払われなかった。体調を崩し辞めた。 ＜30代半ば契約社員 7月＞	スクラムユニオンに加入してもらい、団交を申し入れ、交渉中。
労災	派遣先の物流会社で、リフトにひかれ両足を大ケガした。どうしたらいいか。 ＜40代中国人男性 派遣社員 9月＞	スクラムユニオンに加入してもらい、労災申請を手伝った。

区 分	相 談 内 容	対 応 と 結 果
労 災	会社で気分が悪くなり、転倒して頭を何針も縫うケガをした。しかし、労災が不支給となった。 ＜30代女性、中国人 6月＞	現在、再審査請求中。納得ができないので、行政訴訟、損害賠償請求訴訟を準備する。
賃金未払	勤続1年で「お前は、9月一杯でもういらぬ」と言われた。残業代割増賃金を請求したら、「給料を払いすぎていたので、5万円払え」と言われた。 ＜30代男性、ペルー人 11月＞	スクラムユニオンに加入してもらい、団交を申し入れた。
	建築関係で1年働いた。労災があっても対応してくれず、パワハラがあつてやめることにした。しかし、最後の賃金が払われず困っていた。 ＜20代男性、ペルー人9月＞	スクラムユニオンに加入してもらい、団交を申し入れたが、団交開催前に会社から連絡があり、未払い分は銀行に振り込むと言ってきた。
	ラーメン屋チェーン店に勤務して2年。深夜まで働いていたのに、残業代が払われていない。ちゃんと払ってもらいたい。 ＜40代男性、正社員 8月＞	スクラムユニオンに加入してもらい、弁護士を紹介し、裁判で闘うことにした。

今年度 第1回 長時間労働・残業代未払撲滅 ホットライン実施！

NPO非正規労働相談センターひろしまは8月25日(金)～26日(土)の二日間、スクラムユニオン・ひろしまと共催で「長時間労働・残業代未払撲滅ホットライン」を行ないました。

事前に中国新聞に紹介の記事が記載され、またNHKのテロップ紹介やTSSの初日の取材・報道もあり、二日間で13件の相談がありました。

代表的な相談事例は次のとおりです。

- 1 <女性>マスコミ業
3年目で契約が終わる。パワハラ、残業代の件をきちんとしたい。
- 2 <女性>介護職
職場でスタッフが少なく仕事がか

つい。もう仕事を辞めたいが辞めさせてくれない。どうしたらいいか？

- 3 <女性>スーパー
スーパーで働いてこの度退職した。残業代は2時間までは認められるがそれを超えるとサービス残業になっていた。
- 4 <男性>電気工事
電工の仕事をしている。いくら働いても8時間勤務したと書けといわれ、残業代が支払われない。仕事に必要なだからと費用の半分を自己負担で資格をとらされた。会社を辞めるといったら会社の負担分も支払えといわれた。
- 5 <男性>新聞配達
一日3時間程度の新聞配達をしてい

る。休日が新聞休刊日しかなくてしんどい。店主が何を言っても聞いてくれない。

6 <男性>タクシー運転士
定年が63歳から65歳に延長になった。しかし歩合給が下げられた。組合があるが体をなしていない。

7 <男性>
障がいを持った子が上司から「毎日30分早めに出て掃除しなさい、善意でやってください」といわれている。この時間は残業時間になるのでしょうか？

8 <女性>サービス業
サービス業で働いている。就業規則では休憩は45分だが、暇なときは休憩60分といわれ、その分給料から引かれる。

もちろん働いた時間は労働時間とし



て計算されますし、休憩時間の勝手な変更も許されません。退職も原則自由です。

今後この通信で、主だった相談のQ & Aの掲載をしたいと考えています。

同じ仕事なら同じ処遇を！ 正規と非正規の壁を乗り越えよう！ 郵政労働契約法20条裁判で一步前進

労働契約法第20条は、有期雇用であることを理由に、同様の仕事をする無期雇用の労働者(正社員等)との間に処遇の上で不合理な差別があってはならないと規定したものです。

去る9月14日、日本郵便の期間社員3名が、この労働契約法第20条をめぐり会社を訴えていた裁判の判決が、東京地裁で言い渡されました。これまでも、正社員と有期雇用社員との格差是正を求め闘われた裁判はありました(東京メトロコマース、長澤運輸など)が、その多くは原告の訴えを退け、差別を容認する判決内容でした。今回、郵政の裁判で出された判決は、夏期年末手当や早出・夜間勤務手当など

については認められなかったものの、年末年始手当、住居手当、夏期冬期休暇、有給の病気休暇について、正社員との格差は不合理とした画期的なものでした。

西日本においても、近畿と中国の日本郵便期間社員8名が原告となり大阪地裁で同様の裁判が闘われており、2月21日に判決が出されます。

いずれの裁判も、日本の雇用制度に大きな影響を与える重要な裁判で、最高裁まで上がることは避けられません。高裁・最高裁でも勝利するためには、世論の大きなうねりが必要です。雇用形態に関係なく、同じ責任、同じ仕事なら処遇も同じ、という風潮を作っていきましょう。

2017年度第1回理事会を開催しました

10月29日(日)、共同事務所にて17年度第1回理事会を開催し、上半期における経過、活動、会員状況、財政状況などが報告されました。また今後の活動について検討され、労働相談ホットライン、学習会や懇親会などが提案されました。